

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	大気汚染防止法	法令の番号	昭和43年法律第97号				
不利益処分の種類	特定粉じん発生施設の届出に係る計画変更命令・計画廃止命令	根拠条項	第18条の8				
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合</p> <p>特定粉じん発生施設の設置の届出及び特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出があった場合で、その届出に係る特定粉じん発生施設が設置される工場又は事業場の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が、敷地境界基準に適合しないと認めるときに、届出を受理した日から60日以内に限り処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度</p> <p>届出に係る特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更（特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出に係る計画の廃止を含む。）又は特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずる。</p>						
	対応区分	1 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次NO
	2 聴聞の実施						